

廃棄物処理事業に係る意見の申出書について

廃棄物処理事業に係る意見の申出書については以下のとおりでした。

・申出書の提出人数と件数 7人 50件（重複分5件を除く）

No.	内 容	回 答
1	事業総予算746億円の内訳（概算）を教えてください。大まかに下記のような感じで分類されているかと思いますが、異なるようであれば分かりやすい感じで内訳を教えてください。 1）借地の総契約料2）環境アセスメント調査費用3）建設物の設計費用4）建設物の工事費用5）契約期間20年間の処理費用6）契約期間20年間のメンテナンス費用7）支払う税見込費用8）株主報酬9）契約満了後の解体費用	事業費746億円の内訳は、建設費約400億円（環境アセスメント調査費用、建築物の設計・工事費用、SPC開業費）、運営費約346億円（土地の賃借料、契約期間20年間のごみ量に応じた処理委託料、メンテナンス費用、税見込費用、株主配当、契約終了後の解体費用、資金調達費等）です。なおこのうち、解体費用につきましては、現時点で約30億円を想定しております。更に詳細な内訳につきましては、事業者の提案内容・ノウハウに関わる部分のため、開示を控えさせていただきます。
2	説明会でも質問されていましたが、環境アセスメントに伴う対策費用が追加で発生する可能性が示唆されたと思います。（例えば、軟弱地盤で杭の本数を増やさなければならぬ、環境基準に適合させる追加対策を講じなければならぬ等）この場合、現在SPCと契約する746億円に対して、追加支払が発生しますか。	環境アセスメントの結果により、事業者責任のない要因により現在の想定と異なる対策費用が生じた場合には自治体側に追加費用が発生する可能性があります。
3	借地契約ですが、SPCと土地所有者の間で50年間の契約が交わされていて、毎年の賃料を支払っていくことになるかと思いますが、仮に20年間で運営終了となったとき、SPCと土地所有者の間で違約金の話等が出てくることはありますか。また、違約金分に対して、SPCから6市1町に対して追加請求をされることはありますか。	本事業では、施設整備後から20年間の運営を行うという前提のもと、事業計画の提案を求めています。定期借地権について50年間の設定が可能という事業者側の提案であり、20年間で運営終了となる場合でもご指摘のような7自治体に対する違約金を請求されることはありません。
4	契約満了後の解体費用も746億円の中に入れていたかと思いますが、現在のかずさクリーンシステムにおいても当初予定していた解体費用よりも増額になるということで4市に追加請求が来ることになっているかと思いますが。今回の場合も社会情勢の変化によって、いずれこの場所での事業を終了させた場合、6市1町に追加請求をされますか。また借地ということで、本来であればSPCと土地所有者の間でどこまでの土壌改良を行って土地を返還するかが問題になるかと思いますが、土地所有者からSPCに追加請求された費用は、SPCから6市1町に請求されますか。	本事業では、事業終了に向けた協議のなかで施設を解体する方針となった場合に改めて技術動向等の変化などを受けて解体費の見積提示を求め、事業者からの合理的な説明があり、7自治体が合意した場合に、解体費支払額の改訂を行うこととしております。また、事業用地を現況どおりに返還することにつきましては、原則、事業者の責任において対応することとしております。
5	契約満了後の解体費用についてですが、今回の20年間の運営契約に引き続き、さらに継続して運営契約が決まった場合、解体費用の契約金額については解体をしないので不履行になりますが、最後の年に減額支払いを行うという考え方になりますか。	本事業期間終了後も施設が存続し、解体費用が発生しないこととした場合の処理は解体を行う時点までSPC内で維持する方法や減額する方法などが想定されますが現時点では未定です。仮に施設の存続が決まった際には、7自治体にとって望ましい処理方法を検討し採用します。
6	契約期間20年間の処理費用についてですが、6市1町の住民が排出するごみの量が減れば、トン数によって6市1町の支払う額は少なくなるのが通常の方だと思うのですがどうですか。また、SPC側としては、746億円の契約を結んだのに、ごみの量が減ったから減額しますとされてしまえば、経営計画が狂い、資金繰りに窮するところが出てくるかと思いますが。かと言って、6市1町の住民にとっては、ごみの減量を達成したのに、6市1町からSPCへ支払う額が変わらないというのは納得しにくいかと思いますが。仮に住民の努力で30%のごみの減量を達成した場合、この処理費用は、基本固定費を除いた部分について30%程度の減額がされる契約になっていますか。	7自治体が事業者を支払う委託料は、施設の運営にかかる固定的経費（固定費）と実際のごみ処理量に応じて支払う変動費に分けて算定しています。施設に搬入されるごみの量が減少した場合、変動費分の委託料がごみの減量分に応じて減額されることとなります。ただし、委託料に占める比率は固定費の方が高いため、大幅なごみ量の減少がない限りはSPCの経営計画に大きな影響を与えることなく、7自治体の変動費の支払額が減額されます。
7	契約期間20年間の処理費用に関連することですが、事業者自らの経営努力によって民間企業のごみの受入れを、SPCが行うことが出来る契約となっていますか。この場合は、6市1町とSPCとの間の契約料を減らすことなく、SPCの営業努力としての営業外利益に入れても構わないかと思いますが、どのようになっていますか。	現在協議中の契約内容では、事業者から提案のあった一部の地域企業のごみ以外に、民間企業の廃棄物を受入れることは想定していません。一方、今後7自治体から排出されるごみ量が、減量化等の取り組み等により、施設能力に余裕が発生する状況となった場合には、地域住民や関係者の皆様のご意見を伺うとともに、その時点の経営状況や社会情勢等を踏まえ、運営方針について検討する必要があります。
8	上記の民間企業のごみの受入れに関してですが、当初4市議員より有害鳥獣の死骸の受入れも検討してほしいといった要望があったかと思いますが、これは行わないことになったという理解でよろしいですか。	有害鳥獣の受入れにつきましては、施設設備の安定的な稼働を維持する観点等から、現事業と同程度の受け入れを想定していますが、詳細につきましては、今後、事業者と協議してまいります。
9	大地震の際、緊急停止フローがあることは説明を受けましたが、津波等を含めた浸水対応についての説明はありませんでした。どうなっていますか。また、火災が発生した場合、消防体制について富津市だけでは厳しいように感じます。近隣の君津市や木更津市等からも高規格消防車の出動はしてもらえないという理解でよろしいですか。	事業用地の標高は3.6～4.4m程度ですが、津波による浸水リスクを最小化するために、盛土により工場棟周辺の標高を5.4m程度まで上げる計画としています。また、火災が発生した場合につきましても、千葉県消防相互応援協定に基づいて、県内自治体へ応援要請をすることも可能です。

No.	内 容	回 答																																		
10	746億円に上る巨大で長期にわたる財政支出の決定にも関わらず、事業者選定委員会や広域廃棄物処理事業協議会の議事録は非公開となっており、検討過程や決定の妥当性を評価するための公開情報が極めて少ない状態です。透明性確保のために広域廃棄物処理事業協議会や事業者選定委員会のおおまかな議事録や資料などを公開すべきと考えますがいかがでしょうか。	協議会及び選定委員会では、事業者の提案内容に関連する内容等に関わる議論があり、また議事内容を非公開とすることで出席者の方々より忌憚のないご意見を頂いております。現に公開しています審査講評等において主なポイントをお示ししておりますので、ご確認いただきたいと思いますと考えております。																																		
11	透明性確保のために、今後の建設・運営過程において行われる広域廃棄物処理事業協議会での議論や広域廃棄物処理事業協議会とSPCとの協議内容について公開すべきと考えますがいかがでしょうか。	今後の事業スケジュールや事業の進捗等につきましては、随時、情報公開してまいります。また、各協議内容等につきましても、その適否を判断のうえ、情報提供に努めてまいります。																																		
12	住民への説明責任を果たすために、各年度各自治体での予算審議にあたっては自治体議会に詳しい情報を公開するとともに、SPCの内部モニタリングを担う者が各議会からの具体的な質問に答えられる仕組みにすべきであると考えますがいかがでしょうか。	各自治体の議会からのご質問等に対しては、本事業のモニタリングを担う者を始め、質問内容に応じ、各担当者から回答をご用意させていただくことを想定しております。																																		
13	地球温暖化やプラスチックによる海洋汚染などの環境問題への関心が急速に高まってきており、廃棄物関連の制度は今後大きく変化していくことが予想されます。事業環境の劇的な変化が予測されるもとの、事業リスクの抽出と分担の在り方については慎重な検討が求められます。	ご指摘のとおりと考えております。現状の事業環境に応じ、公共と民間による適切なリスク分担を設定しておりますが、今後の事業環境の変化も見据え、事業期間中も適宜、リスクの抽出や対応策の検討等を行ってまいります。																																		
14	事業の実施方針にあるリスク分担一覧表内の「一定の範囲」と「一定の範囲を超えた部分」のリスクについて、それぞれ詳細を示してください。	実施方針にある「物価変動に係る費用変動リスク分担」は、主に施設の運転に係る用役費等の物価が提案時よりも変動した場合を想定したリスク分担となっております。例えば、対象費目に関連する物価指標が提案時よりも1.5%以上増減した品目について、物価変動が「一定の範囲」を超えたものとし、自治体側で変動分の費用を負担することとしております。一方で指標の変動が1.5%以内であれば、変動分の費用は「一定の範囲内」となり、民間側の負担となります。																																		
15	「全期間」の物価変動リスクについての、特定品目とは何でしょうか。申し出がまだない場合は、「かずさクリーンシステム」における実例を教えてください。	上記の例外として、指標による物価変動の分析が困難な品目は「特定品目」とされ、別途基準を設けて変動リスクを一部自治体側で負担することとしております。「特定品目」の例としては、火災保険などの保険料がございす。																																		
16	風水害や地震等自然災害時の施設破損に伴う費用増大リスクは、どの項目に入りますか。その場合、行政と民間どちらが負担しますか。「一定の範囲」がある場合はどの程度ありますか。	自然災害による損害のリスクは実施方針のp.33にお示した「不可抗力」に該当するものとして、原則、自治体側が負担することとしております。ただし、民間側に対しても、非常時を想定した事業継続計画の策定や災害時における施設運営に関連した必要な対策をとることなど、自治体への協力を求めています。																																		
17	人口減少に伴いごみの量は減少していきます。ごみが減ると燃焼効率が下がるため、別途燃料投入や産業廃棄物を含むごみの投入が必要になることが当然予想されます。事業実施に向けて事前にごみ減量時の対策を明らかにする必要があると考えます。住民の努力でごみ減量が進んだ場合、自治体の財政負担は減りますか。	ご指摘の通り、ごみ減量が進んだ場合、自治体の支払う処理委託料は減額されます。これは、自治体の支払う処理委託料が固定費（施設の維持管理費など）と変動費（処理に必要な用役費など）に分けて算定されており、変動費については処理されたごみ量に応じて算定される仕組みになっているためです。																																		
18	人口減に伴うごみの減量についての対策の詳細を教えてください。	人口減少に伴いごみ量が減少した場合においても、大幅な減少でない限り、SPCの経営は維持され、安定処理は継続されます。ごみの減少に伴う変動費の減額により、SPCの経営に影響がでるような場合には、地域住民や関係者の皆様のご意見を伺うとともに、その時点の経営状況や社会情勢等を踏まえ、運営方針について検討する必要があります。																																		
19	住民一人当たりの1年間のごみ処理費の2010年から2045年までの5年ごとの実績と予測について、数字をお示ください。※南房総市と君津市の場合で	2010年、2015年、2017年（現時点での最新の実績）は下表のとおりです。今後の予測につきましては、人口減少時の処理費用の変化を予測することは難しく、現時点で2市の適切な数値をご提示することが難しいと考えております。  (単位 円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">君津市</th> <th colspan="3">南房総市</th> </tr> <tr> <th>ごみ処理費</th> <th>人口</th> <th>1人当たりのごみ処理費用</th> <th>ごみ処理費</th> <th>人口</th> <th>1人当たりのごみ処理費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2010</td> <td>1,597,654,000</td> <td>89,712</td> <td>17,809</td> <td>722,793,000</td> <td>43,244</td> <td>16,714</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>1,538,260,000</td> <td>87,581</td> <td>17,564</td> <td>697,515,000</td> <td>40,490</td> <td>17,227</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>1,368,589,000</td> <td>85,769</td> <td>15,957</td> <td>709,680,000</td> <td>39,219</td> <td>18,095</td> </tr> </tbody> </table> 出典 環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査結果」より		君津市			南房総市			ごみ処理費	人口	1人当たりのごみ処理費用	ごみ処理費	人口	1人当たりのごみ処理費用	2010	1,597,654,000	89,712	17,809	722,793,000	43,244	16,714	2015	1,538,260,000	87,581	17,564	697,515,000	40,490	17,227	2017	1,368,589,000	85,769	15,957	709,680,000	39,219	18,095
	君津市			南房総市																																
	ごみ処理費	人口	1人当たりのごみ処理費用	ごみ処理費	人口	1人当たりのごみ処理費用																														
2010	1,597,654,000	89,712	17,809	722,793,000	43,244	16,714																														
2015	1,538,260,000	87,581	17,564	697,515,000	40,490	17,227																														
2017	1,368,589,000	85,769	15,957	709,680,000	39,219	18,095																														

No.	内 容	回 答
20	君津製鉄所からの一定質・一定量の産業廃棄物以外、事業期間を通して産業廃棄物を受け入れないと明言できますか。	事業者から提案のあった一部の地域企業のごみ以外に、民間企業の廃棄物を受入れることは想定していません。一方、今後6市1町から排出される一般廃棄物が大幅に減少し、施設能力に余剰が発生するような状況になった場合には、地域住民や関係者の皆様のご意見を伺うとともに、その時点の経営状況や社会情勢等を踏まえ、運営方針について検討する必要があります。
21	7自治体の一般廃棄物以外、事業期間を通して他自治体の一般廃棄物を投入しない（災害時は別）と明言できますか。	上記の回答をご参照ください。
22	今後、更に近隣住民に十分な説明会を開催して、理解を得て貰う。	本事業についてさらに理解を深めて頂き、近隣地区においても安心して生活して頂けるよう、今後も操業開始までの間において、説明会等のご要望があれば、適時、対応させていただきます。
23	環境アセスメントの進捗状況と経過を今後定期的に青堀地区5地区の住民代表に説明をお願いします。	環境アセスメントの進捗に関しましては、情報公開を行うとともに、住民代表の皆様にも、適時ご報告させていただきます。
24	南房総地区2市1町が意見の統一できなければ広域4市で進めるべき、受け入れ地元住民感情として、なぜ南部3地区のゴミまで富津市に持ち込むのかと憤慨している。	当事業実施における受入れ先の住民の方々の憂慮につきましては、十分、理解できるところでありますので、本事業が近隣住民の皆さまのご負担とならないよう、運搬車両の搬入経路や施設運営による環境影響等に関しては7自治体が協力し真摯に対応してまいります。 なお、当広域事業の実施が持続可能な行政運営の必要な施策であることは、構成7自治体の共通した認識であり、ご理解賜りたいと考えております。
25	青堀地区内の通行は、児童の通学路もあり富津市内のゴミ運搬車以外は避けて、各5市1町の通行路線を明確に示して下さい。	富津市以外の君津地域につきましては、国道16号線を経由して県道90号線を利用し、安房地域につきましては、館山自動車道木更津南インターチェンジを降りたのち、君津地域と同様、国道16号線を経由して県道90号線を利用することで、原則、住宅街や市街地を通行いたしません。
26	富津市に候補地が決定し説明会も開催したので、今後は富津市がイニシアチブをとるべきであり、木更津市にはアドバイスを貰う。更に10月からは準備室を富津市に設置し主導権を握り推進されることを富津市民として強く望みます。	当事業につきましては、構成7自治体で設立した協議会において運営を行っております。今後、事務局の設置場所につきましては、7自治体において協議、検討してまいります。
27	令和8年度に現事業が終了とのことだが、その後、新事業に切り替わり新システムで始まるが新事業の終了は何年度か？（6/21説明会では「できる限り長い期間運用する」との回答だったが）	本PFI事業の運営期間としては令和9年4月から20年間、令和29年3月までの期間を予定しておりますが、施設の耐用年数は20年間よりも長い場合、自治体としては施設の有効利用による処理費用低減のため、事業期間を延長も検討し、可能な限り新施設を利用したいと考えております。
28	用地選定の経緯で民間業者から提案を募集したとのことだが、 ①募集の方法は？	本事業の事業者選定では、公募により事業を実施する事業者を広く募集しております。事業用地についても、事業者側から適地を提案してもらう条件としていたことから、現予定地も提案の中で示されたものです。
29	②1つだけの提案だったのか。他の候補はなかったのか？	上記のとおり、提案の募集は広く公募する形で行われました。本事業は民間活力の積極的な活用を目指しており、高い事業実施能力が求められる事業です。今回、応募した事業者1社の提案を適切に評価した結果となっております。
30	③外部の学識経験者等で審査とあるが、学識経験者とは誰なのか？（氏名）	本事業の選定委員会は以下のメンバーで構成されており、環境保全の視点や財務・法務の視点から総合的に事業検討しております。 委員長 瀧和夫（千葉工業大学 名誉教授） 副委員長 藤吉秀昭（一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長） 委員 小林潤（工学院大学 工学部機械工学科 准教授） 委員 野本修（西村あさひ法律事務所 弁護士） 委員 山口直也（青山学院大学 会計プロフェッション研究科 教授）
31	ゴミ処理の流れ24時間365日ゴミ処理をするとのことだが、煙はどの程度排出して、住宅地への影響は？	排ガスの量や住宅地への影響は、千葉県条例に基づき、今後の環境影響評価手続きにおいて詳細を確認いたします。
32	また、灰は最終処分場とあるが、どこが最終処分場なのか？	現事業では、排出量に応じ、各自治体が処分先をそれぞれ確保し処分を行っております。君津地域ではグリーンフィル小坂（秋田県）、エコス米沢（山形県）、富津市は大平興産（富津市）とグリーンフィル小坂（秋田県）で処分委託をしています。安房地域では中間処理～最終処分までを外部委託しており、鋸南地区においては一部事務組合の最終処分場へ埋立処分を行っております。次期事業においても同様に、各自治体の責任において最終処分を行うことで考えております。

No.	内 容	回 答
33	どのような処分をしてどこに置くのか。	灰はバグフィルタ（ろ過式集じん器）で捕集の上、混練機で国の定める基準を満たすように薬剤処理をします。施設から最終処分場へ搬出するタイミングに合わせて処理をし、原則、場内に積み置くことはしません。
34	公害防止 ①騒音、振動、臭気について基準値を超えたらどうなるか。（停止するのか、そのまま運転を続けるのか）	騒音、振動、臭気について基準値を超える事態が発生しないよう、事前に監視基準を設けて監視します。万が一基準値を超えた場合には、すみやかに事業者に対し改善を求め、改善がされない場合には施設を停止いたします。なお、事業者は他の施設においても騒音・振動・臭気対策の実績を有しており、騒音につきましてはシミュレーションにより基準値を下回ることを確認しておりますので、そのような事態が発生する可能性は極めて低いものと考えております。
35	②排水は放流しないとのことだが、はたして可能なのか。	排水は薬剤処理や、ろ過をして再度利用することで、施設外へ放流する排水はありません。主に燃焼室の温度を制御するための噴霧水として再利用します。
36	雨水排水路とあるが、他の排水路は作らないのか？	本施設からの生活排水を含む施設排水につきましては、上記のとおり処理しますので、排水路を設ける必要はございません。なお、雨水につきましては雨水排水路へ放流いたします。
37	また、施設内で再利用して外部に放流しないことが出来るのか。	実績のあるシステムを採用いたします。※同No.36
38	提案募集の中で、事業用地選定にあたり他に挙げられた場所をお示し願います。（木更津以外の3市から選定となっているが、他市での候補地について確認したい。）また、富津市内でも他用地の候補先についても合わせて確認したい。	本事業の事業者選定は公募により応募者を広く募集する形で行われましたが、応募した事業者が1社のみであったため、用地提案についても当該事業者から提案された現予定地のみとなっております。
39	事業主体が(株)上総安房クリーンシステムとなっているが、現在木更津市で操業している(株)かずさクリーンシステムと同じ会社との理解でよいのか。（出資比率は違うが、ほぼ現在のかずさクリーンシステムの民間事業者と変わらないため）	新たに設立される(株)上総安房クリーンシステムは、ご指摘の通り現事業者の(株)かずさクリーンシステムと類似した事業者の出資により構成されていますが、君津地域4市及び安房地域2市1町の廃棄物処理事業を実施する特別目的会社であり、別法人となります。
40	余熱利用では売電との事ですが、余剰売電により得た利益はどう還元するのか確認したい。また、排熱を利用した商業施設について考えがないのか伺いたい。（他自治体では排熱で温水プール等を運営している）	余剰売電により得た利益の金額は、自治体側の支払う処理委託料から差し引かれることで、処理費の軽減というメリットを受けることになります。ご指摘の排熱利用につきましては、立地場所や周辺需要等を考慮し、売電収入の向上を優先しており、現事業での計画はございません。
41	周辺環境について、調査ポイント数（測定ポイント）はどの程度と考えているのか確認したい。また、24時間365日稼働との事から、出来るだけ多くの住宅地ポイントで計測していただきたい。	調査ポイント数や位置は、千葉県条例に基づき今後の環境影響評価手続きにおいて決定してまいります。
42	木更津・君津・袖ヶ浦地区からの車両については県道90号線の利用も可能と思われるが、安房地域からの搬入については住宅街や市街地を通るルートになり渋滞や安全の確保も懸念されるが、どのように考えているのか伺いたい。	富津市以外の君津地域につきましては、国道16号線を経由して県道90号線を利用し、安房地域につきましては、館山自動車道木更津南インターチェンジを降りたのち、君津地域と同様に、国道16号線を経由して県道90号線を利用することで、原則、住宅街や市街地を通行いたしません。また、ごみ収集車の通行による交通事情悪化等の懸念はないと考えております。
43	環境影響評価の結果は、住民説明会は、いつ頃実施するのですか。	環境影響評価手続きにおける調査・予測・評価等の手法を示す環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会を2020年11月頃を予定していますが、準備書及び調査・予測・評価等の結果の縦覧等のスケジュールについては、今後の環境影響評価準備書手続きにおいて公表してまいります。
44	環境影響評価の現状調査で、調査対象項目に、大気質、土壌、水質とありますが、何をどのように調査するのか、具体的に知りたいです。また調査範囲はどこまでですか。	環境影響評価は千葉県環境影響評価条例に基づき今後手続きを進めていく予定です。調査の対象項目・範囲については手続きの中で決定し、縦覧及び住民説明会において公表してまいります。
45	住民の住宅場所を稼働前と稼働後で大気質、土壌、水質を定期的に調査を行っていただきたい。	環境影響評価は千葉県環境影響評価条例に基づき今後手続きを進めていく予定です。調査の内容については手続きの中で決定し、公表してまいります。
46	煙突の高さと、排ガスの分散状況が知りたいです。煙突を59mに設定した、根拠は何ですか。（煙突を高くすれば有害物質の影響は少なくなるのか）風向きにより、どの地域にどのくらい分散するのか。	煙突の高さには、排ガスを拡散・希釈させる効果があります。一方で、高くしすぎると建設費が高くなり、景観への影響があります。そのため排ガスの拡散・希釈効果を十分に得ることができ、建設費や景観への影響が少なく、国内のごみ処理施設で数多く設定されている59mを採用しました。風向きによる影響については千葉県環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続きにおいて確認してまいります。

No.	内 容	回 答
47	バグフィルタでろ過した有害物質（飛灰）は、どのように処理されるのですか。具体的に知りたいです。	バグフィルタ（ろ過式集じん器）で捕集した飛灰は、混練機で国の定める基準を満たすように薬剤処理をします。施設から最終処分場へ搬出するタイミングに合わせて処理をし、原則、場内に積み置くことはしません。その後、最終処分場へ運搬し埋め立てます。
48	現在のかずさクリーンシステムは稼働期間が20年と聞きましたが、新設備は何年を予定していますか。新設備も20年にしていただきたい。	本PFI事業の運営期間としては令和9年4月から20年間、令和29年3月までの期間を予定しておりますが、施設の耐用年数は20年間よりも長い場合、自治体としては施設の有効利用による処理費用低減のため、事業期間の延長も検討し、可能な限り長い期間施設を利用したいと考えております。
49	有害物質が基準値をこえ、測定された場合、操業を停止するのか、また操業を停止するようなとりきめマニュアル等はあるのか。	大気汚染防止法に基づき有害物質濃度を測定しますが、基準値を超過しないよう監視しながら操業いたします。万が一、基準値を超過した場合は事業者とのとりきめに基づき施設を停止いたします。
50	工場見学をして、貝類もごみと同時に溶融処理されていたのですが、処理前に水砕設備の処理水を利用し、貝類に散水等で塩分を除去する設備を導入できないでしょうか。塩分を減らすことでダイオキシンの生成が抑えられるときました。	貝類は生活ごみや事業ごみに混合された状態の廃棄物として大部分が排出されます。この中から貝類を分別して洗浄処理することは困難であると考えます。また、貝類以外の生ごみなどにも塩分が含まれており、事前に塩分を除去することは困難です。したがって、現施設（かずさクリーンシステム）や国内他施設と同様に、貝類や生ごみなどの塩類の混入に関わらずに、ごみ処理プロセスにおいてダイオキシン類の生成を抑制し、排出基準値以下に抑える計画としております。